

返還善後処理金支払請求書

昭和 年 月 日

大 蔵 大 臣 殿  
又は（何財務局長殿）

請求者の住所  
氏名又は名称 ⑩  
（代表者名）

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭和 34 年法律第 165 号。以下「法」という。）  
第 4 条第 1 項の規定により、下記返還善後処理金の支払を請求します。

¥ \_\_\_\_\_

- 1 法第 2 条に規定する損失に係る財産の種類及び数量並びに当該損失を受けた時における所在地（当該財産が持分若しくは株式又は権利であるときは、当該持分に係る会社若しくは当該株式の発行会社の名称及び主たる事務所の所在地又は当該権利の目的物の所在地）
- 2 法第 2 条のうちの該当する号
- 3 損失の基因となつた事実の概要
- 4 返還善後処理金の算定の基礎
- 5 その他参考となる事項
  - (1) 返還等の請求をした連合国人の氏名又は名称及び返還等の請求年月日
  - (2) その他

裏面

- 注
- 1 連合国財産の返還命令、連合国財産である株式の株券の引渡命令、家屋等の収用又は除去の命令等を受けた者であることを証するための書類（命令書等又はその写）を添附すること。
  - 2 請求者が上記命令を受けた者でないときは、請求権者となつた理由を「5 その他参考となる事項」欄に記載し、かつ、これを証する書類を添附すること。
  - 3 連合国財産である不動産を返還した者は、その返還により当該不動産の目的物の上に返還の日において消滅した権利（担保権を除く。）が存していたものである場合は、その返還の際における当該返還した不動産及び消滅した権利の時価並びに消滅した権利を有していた者の氏名を「5 その他参考となる事項」欄に記載し、それぞれの時価を証する書類を添附すること。
  - 4 連合国財産である地上権等の権利を返還するためこれらの権利を設定する契約を締結した者は、その返還により当該権利の目的物の上に消滅した権利（担保権を除く。）がある場合は、そ

の返還の際における当該設定した権利及び消滅した権利の時価並びに消滅した権利を有していた者の氏名を「5 その他参考となる事項」欄に記載し、それぞれの時価を証する書類を添附すること。

- 5 上記 3 及び 4 の返還した不動産又は返還した権利の目的物の上に存していた権利で、返還の日において消滅した権利（担保権を除く。）を有していた者は、その消滅した際における当該権利及び当該返還した不動産又は返還した権利の時価並びに返還した不動産又は返還した権利を有していた者の氏名をそれぞれ「5 その他参考となる事項」欄に記載し、それぞれの時価を証する書類を添附すること。
- 6 この返還善後処理金支払請求書に押印した印鑑の印鑑証明書を添附すること。なお、請求者が委任を受けた者であるときは、当該委任状に押印した印鑑の印鑑証明書をも添附すること。
- 7 この返還善後処理金支払請求書を提出した後請求者が住所を変更したときは、直ちに支払請求をした大蔵大臣又は財務局長に対し、その旨を届け出ること。
- 8 この返還善後処理金請求書は正副 2 通提出すること。